平成２８年（フ）第３７５号
宮崎市清武町加納甲1519番地５　エスポワール加納205号、前住所宮崎市佐土原町上田島1932番地１　新城コーポ201号
債務者　温水　英徳
１　決定年月日時　平成28年12月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１４４号
福島県田村郡小野町大字小野新町字知宗47番地３
債務者　大谷　唯香
１　決定年月日時　平成28年12月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第３３５号
金沢市馬替２丁目56番地１　ラ・コート・ドールⅠ　203号、従前の住所金沢市西金沢１丁目145番地25
債務者　宮本　悦子
１　決定年月日時　平成28年12月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２６４号
神戸市西区王塚台６丁目２番地の２　第２メゾン桑原203号、前住所静岡市葵区井川933番地の２
債務者　本多こと　林　みゆき
１　決定年月日時　平成28年12月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第１２３号
松江市東持田町313番地39
債務者　有富　　健
１　決定年月日時　平成28年12月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３６０号
沖縄県那覇市安謝２丁目15番22号　２階
債務者　比嘉　民子
１　決定年月日時　平成28年12月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１４５２号
さいたま市見沼区大字御蔵41番地10　コスモハイツ御蔵202
債務者　遠藤　金也
１　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５１８号
さいたま市桜区西堀８丁目14番８－107号
債務者　神田　　賢
１　決定年月日時　平成28年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０１号
鹿児島県姶良市蒲生町下久徳63番地29　横尾口団地１棟201号
債務者　椎原憲一郎
１　決定年月日時　平成28年12月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第１０７号
鹿児島県霧島市牧園町宿窪田344番地
債務者　後藤明日香（旧姓池亀）
１　決定年月日時　平成28年12月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月23日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第５４０号
神奈川県厚木市三田南２丁目15番30号　ジュイールⅣ　103
債務者　大澤　昭彦
１　決定年月日時　平成28年12月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６５８号
神奈川県足柄下郡真鶴町岩12番地１　マ．メゾン真鶴205
債務者　中村　　司
１　決定年月日時　平成28年12月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６６９号
神奈川県伊勢原市大住台３丁目12番地の３　メルヴィーユ大住台101号
債務者　冨田　瑞穂
１　決定年月日時　平成28年12月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６７５号
神奈川県秦野市曽屋692番地の２　秦野パークアベニューＡ　502号、前住所神奈川県秦野市平沢1105番地の１　ボヌール秦野Ⅰ　715号
債務者　松本　英二
１　決定年月日時　平成28年12月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６８２号
神奈川県平塚市公所282番地の13　セイワテラス２－Ａ
債務者　御宿　政利
１　決定年月日時　平成28年12月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６９５号
神奈川県小田原市早川３丁目16番地の７　テラスハウスマツイ107号
債務者　前嶋　宏文
１　決定年月日時　平成28年12月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年２月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部